平成２８年（フ）第１００１号
神戸市須磨区須磨浦通５丁目７番１号
破産者　株式会社ピエレール
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３６号
島根県雲南市大東町北村30番地
破産者　有限会社高島組
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１号
島根県出雲市大津町296番地の４
破産者　有限会社小椋建材
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第２８９号
千葉県富里市七栄86番地４　ファーチャ・イターナルＧ202、住民票上の住所千葉県四街道市栗山1052番地161（メゾンレオ103）
破産者　石井　博文
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２２６３号
神奈川県高座郡寒川町岡田８丁目14番20号
破産者　有限会社昭栄電工
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３５５号
岐阜市大福町４丁目21番地５
破産者　株式会社アスリート
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２７４号
岐阜市如月町５丁目12番地
破産者　株式会社イブ
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１２８号
岡山市南区福田1008番地２ディアスルシードⅠ102号室、旧住所岡山県玉野市築港３丁目２番22号
破産者　立藤　康夫
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３１６号
岡山市東区金田1835番地
破産者　有限会社すてっぷ
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４００号
岡山市南区大福1306番地１グリーンテラスＡ棟101
破産者　井上　雅基
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０９号
福岡県大牟田市健老町475番地２
破産者　株式会社イデックスエコエナジー
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所大牟田支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１４６号
大阪市西区九条２丁目13番13号　206、破産手続開始決定時の住所佐賀県三養基郡みやき町大字西島2279番地１
破産者　平　　義高
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４５号
長崎県島原市新山３丁目9015番地10、旧住所熊本県熊本市南区八分字町181番地１
破産者　金子　紀子
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第１１８号
秋田県男鹿市脇本脇本字下谷地29番地９
破産者　高橋　明良
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４３号
山形県鶴岡市下川字七窪１番地241
破産者　五十嵐栄三
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第５４号
山形県鶴岡市下川字七窪１番地241
破産者　五十嵐礼子
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第５７号
山形県鶴岡市平形字桜屋敷110番地
破産者　山口　清彦
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第１２１号
茨城県石岡市若松１丁目９番20号
破産者　鈴木眞樹夫
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２２６号
茨城県石岡市旭台３丁目22番37号、前住所茨城県石岡市東光台５丁目10番７号
破産者　古戸　裕介
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２２８号
茨城県つくば市二の宮２丁目９番地８　江戸ビル202号
破産者　奥津　康弘
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係